

市有財産売却（関係人口創出事業提案型）に係る募集要項

1 売却に付す物件

日置市吹上町与倉字楠バエ（都市計画区域外）

(1) 土地

物件 番号	地番	登記地目	面積 (㎡)	備考
L 1	3128番 4	学校用地	7,286	
L 2	3128番26	学校用地	2,965	
L 3	3128番27	学校用地	303	
		計	10,554	

注 1 面積は、不動産登記記録による。

注 2 一部の土地について、建物を建築する際は、建築基準法施行条例（昭和46年鹿児島県条例第33号）に基づく規制（がけに近接する建築物）を受ける。

注 3 一部の土地について、賃貸契約により携帯電話無線基地局等が設置されている。

注 4 一部の土地について、土砂災害警戒区域内にある。

(2) 建物

物件 番号	名称	床面積 (㎡)	構造	建築年
B 1	校舎	721 08	木造セメント瓦葺 2 階建	昭和26年
B 2	寄宿舎	478 09	木造スレート葺 2 階建	昭和61年
B 3	ボイラー室	7 14	コンクリート・ブロック造 陸屋根平屋建	昭和61年
B 4	変電室	2 55	軽量鉄骨造銅板葺平屋建	昭和61年
	計	1,208 86		

注 床面積は、不動産登記記録による。

(3) 物件に関する注意事項

ア 売却の対象は、（1）及び（2）に掲げる物件（以下「本物件」という。）並びにこれらの敷地内及び建物内において日置市（以下「市」という。）が保有する附帯構造物、設備、家具、什器類を含んだ一切とする。

イ 申込者は、必ず現地及び諸規制についての調査確認を行うこと。

ウ アスベスト含有調査、地下埋設物調査、地盤調査及び土壤汚染調査は未実施である。

エ 土地の境界確定は、(1) L 2 及び L 3 を除き未了である。

2 本物件を買い受けることができる者

本物件を買い受けることができる者（以下「買受人」という。）は、次のいずれにも該当しない者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当する者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は次のいずれかに該当する者

ア 本物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 役員等（役員、事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員である者

ウ 役員等が自己、自法人若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的・積極的に暴力団の運営に関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第 147号）第 5 条に規定する観察処分の決定を受けた団体若しくは当該団体の役員等

(4) (2) 又は (3) に掲げる者から委託を受けた者

(5) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(6) 市税その他の市の徴収金に滞納がある者

(7) 市と係争中である者

3 売却の条件

- (1) 本物件の資産活用を図る事業者を募集し、最も優良な提案を行った者を買受候補人とする。
- (2) 売却基準価格は、335,000円とする。
- (3) 買受人は、次の費用を自ら負担する。
 - ア 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に要する登録免許税、不動産取得税等本契約の履行に関して必要な一切の費用
 - イ 本物件（地中を含む。）における既存建物、埋設物、土壌その他残存物の撤去及び処分に関する費用
 - ウ 建物の表示変更登記等の費用
 - エ 自己の提案に基づく施設の整備、維持管理及び運営に係る諸費用
- (4) 本物件においては、関係人口の創出及び新規の地元雇用（雇用保険加入人数換算）の創出に繋がる事業を行うこと。
- (5) (4)の事業については、本物件取得後3年以内に開始すること。
- (6) 買受人は、取得後の本物件について、災害時等の近隣住民等一時避難場所として利用できるように協力すること。この場合において、本物件の一時避難場所としての利用に支障があるときは、地区住民の意向を踏まえ検討を行うこと。
- (7) 本物件の全てについて所有権移転登記を行うこと。
- (8) 地区住民の意向、要望等や地区において実施する地域づくり事業等に可能な限り協力すること。
- (9) 本物件は現状有姿で引き渡すものであり、品質上の問題（土壌汚染、地中埋設物、産業廃棄物等を含むが、これらに限らない。）が発見された場合でも、買受人に対して市は一切の責任を負わないものとし、買受人は、追完、代金減額、解除及び損害賠償を請求すること並びに契約の取消しを主張することができないものとする。
- (10) 本物件は、建物躯体、設備等に相応の自然損耗や経年変化が見られるが、現況を理解した上で購入すること。
- (11) 本物件内に設置されている記念碑等については、そのまま残置すること。この場合において、土地の利用に支障があるときは、移設場所等について事前に市と協議を行った上で、買受人の負担で移設を行うこととする。
- (12) 買受候補人は、選定通知日から10日以内に契約を締結するとともに、契約保証金（契約金額の100分の10以上の額）を納付すること。

(13) 売買代金は、市が発行する納入通知書により指定された期日までに納入すること。

(14) 物件番号L 2 及びL 3 に隣接する日置市吹上町与倉字楠バエ3128番28の市有地に暗渠水路があることから、買受人において除草等適正に管理し、新たに建物、構造物等を建設する場合は市と事前に協議すること。

なお、暗渠水路の修繕工事等が必要な場合は、周辺敷地の利用について市に全面的に協力すること。

(15) (14)の日置市吹上町与倉字楠バエ3128番28の土地については無償貸付とし、別途契約を締結するものとする。

なお、当該土地の無償貸付に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を得る必要がある。

(16) 物件番号L 1 の敷地内にソフトバンク株式会社が設置している無線基地局について、購入後の占有についてはソフトバンク株式会社と協議すること。

(17) 本物件の売却基準価格については、適正価格（実際の評価額）から減額して設定している。適正価格から減額して市有財産を売却する際は、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を必要とするため、議会の議決を得るまでは仮契約となり、議会の議決を得た後に本契約としての効力を有するものとする。

4 買受意向表明書の提出

(1) 本物件を買い受けようとする者は、あらかじめ市有財産買受意向表明書（様式第1号。以下「意向表明書」という。）に、法人の登記事項証明書を添えて提出しなければならない。

(2) 意向表明書の提出期限及び提出場所は、次のとおりとする。

ア 提出期限 令和7年9月30日（火）午後5時15分

イ 提出場所 日置市総務企画部財政管財課

日置市伊集院町郡一丁目 100番地

ウ 提出方法 郵送（令和7年9月30日消印有効）又は持参

5 現地説明等

意向表明書を提出した者（以下「意向表明者」という。）から現地で
の説明又は資料の提供を求められた場合は、原則としてこれに応ずるも
のとする。

6 質疑応答

- (1) 意向表明者からの質疑は、質疑書（様式第2号）を市長に提出する
ことにより行うものとする。この場合において、質疑書の提出期限、
提出場所及び提出方法は、次のとおりとする。

ア 提出期限 令和7年10月9日（木）午後5時15分

イ 提出場所 日置市総務企画部財政管財課

日置市伊集院町郡一丁目 100番地

ウ 提出方法 電子メール、郵送（提出期限必着）又は持参

- (2) 質疑に対する回答は、提出された質疑書の内容を取りまとめて、令
和7年10月10日（金）までに、回答書（様式第3号）を全ての意向表
明者に電子メールで送信することにより行うものとする。

7 買受申込書等の提出

- (1) 意向表明者は、本物件を買い受けようとするときは、市有財産買受
申込書（様式第4号。以下「申込書」という。）に、次に掲げる書類
を添えて提出しなければならない。

ア 令和7年度を初年度とする5年間の活用計画書

イ 取得に必要な資金を確認できる資料

ウ 滞納のない証明書（本市に納税義務がない場合は提出不要）

エ 直近3年間の貸借対照表及び損益計算書

- (2) 申込書の提出期限及び提出場所は、次のとおりとする。

ア 提出期限 令和7年10月17日（金）午後5時15分

イ 提出場所 日置市総務企画部財政管財課

日置市伊集院町郡一丁目 100番地

ウ 提出方法 郵送（令和7年10月17日消印有効）又は持参

- (3) 1事業者につき1申込とする。
- (4) 申込みのために提出された書類は、返却しない。
- (5) 申込みのために提出された書類の内容を変更することはできない。
- (6) 申込みのために提出された書類は、日置市情報公開条例（平成17年
日置市条例第15号）の規定に基づく開示請求があった場合は、買受人

の選定後、同条例第7条に規定する非開示情報を除き、原則として開示する。

また、報道機関等からの取材に応じて情報を提供する場合がある。

- (7) 申込書等の提出に係る一切の費用は、意向表明者の負担とする。

8 買受人の選定

- (1) 買受人は、申込書（添付書類を含む。以下同じ。）を提出した意向表明者のうちから、選定委員会の意見を聴き、市が選定するものとする。

- (2) 選定に当たっては、申込書に基づき、本物件の活用策等により判断するものとする。

なお、必要に応じて面接を行うことがある。

- (3) 選定結果は、市有財産売却選定結果通知書（様式第5号）により通知するものとする。

9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、買受人の資格を失うものとする。

- (1) この要項に違反した場合
(2) 買受人の選定に関し自己の有利になり、又は他者の不利になる目的のため、選定委員会、担当部署の職員等への接触等を行った場合
(3) 意向表明書又は申込書に虚偽の記載があった場合

10 買受人の責務

- (1) 本物件の引渡しから5年間は、市の承諾を得ないで、本物件の提案のあった用途以外への供用及び所有権の移転を行わないこと。
(2) 本物件の大規模改修又は新たな建築物の建設に当たっては、計画内容の近隣住民説明及び協議を自らの責任で行うこと。

また、発注に当たっては、可能な限り、市内に本社等の所在する企業を指名すること。

- (3) 建物の用途を変更して使用する場合は、建築基準法、消防法等による用途変更手続及び費用の負担を自らの責任で行うこと。

11 売却の日程

項目	期日
市有財産売却公告（募集要項の公表）	令和7年8月4日（月）
買受意向表明書の提出期限	令和7年9月30日（火）
質疑書の受付期間	令和7年8月4日（月）から

	令和 7 年10月 9 日（木）まで
質疑書の回答期限	令和 7 年10月10日（金）
現地説明及び資料の提供期間	令和 7 年 8 月 4 日（月）から 令和 7 年10月17日（金）まで
買受申込書の提出期限	令和 7 年10月17日（金）
買受人選定結果の通知予定日	令和 7 年11月上旬

12 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和 7 年 8 月 4 日（月）から同年 9 月30日（火）まで

(2) 配布場所

ア 日置市総務企画部財政管財課（日曜日、土曜日及び祝日を除く日の午前 8 時30分から午後 5 時15分までに限る。）

イ 日置市ホームページ

（アドレス <https://www.city.hioki.kagoshima.jp/>）

13 問合せ先

〒899-2592 日置市伊集院町郡一丁目 100番地

日置市総務企画部財政管財課財産活用係

電話：099-248-9402 ファクス：099-273-3063

電子メールアドレス zaisan@city.hioki.lg.jp

様式第 1 号

市有財産買受意向表明書

令和 年 月 日

日置市長 様

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

私（当社）は、市有財産売却に係る募集要項に基づき、市有財産を買い受けることを表明します。

事業者の名称等		フリガナ
従業員数		人
連絡責任者	所属部署	
	職・氏名	
	電話	
	電子メール	

注 法人の登記事項証明書を添付すること。

様式第 2 号

市有財産買受に係る質疑書

令和 年 月 日

日置市長 様

所在地

商号又は名称

担当者氏名

連絡先

市有財産買受に関し、次の事項について質疑します。

[illegible]

様式第 3 号

市有財産買受に係る質疑事項に対する回答書

日財第 号

令和 年 月 日

様

日置市長

市有財産買受に関し質疑のあった事項について、次のとおり回答します。

[illegible]

様式第 4 号

市有財産買受申込書

令和 年 月 日

日置市長 様

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名
担当者氏名
連絡先

市有財産を買い受けて事業を実施したいので、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

施 設 の 名 称 （ 仮 称 ） 又 は 種 別	
開 設 予 定 年 月 日	年 月 日
買 受 希 望 価 格	円 （ 税 込 ）
新 規 雇 用 予 定 人 数	人
施 設 の 概 要	
地 区 へ の 協 力 の 内 容	
そ の 他 特 記 事 項	
関 係 書 類	1 令和 7 年度を初年度とする 5 年間の活用計画書 2 取得に必要な資金を確認できる資料 3 滞納のない証明書（本市の納税義務がある者に 限る。） 4 直近 3 年間の貸借対照表及び損益計算書

※記入欄が不足する場合は、別紙に記載すること。

様式第 5 号

市有財産売却選定結果通知書

日財第 号

令和 年 月 日

様

日置市長

この度は、市有財産売却に御応募いただきありがとうございました。審査の結果については、次のとおりです。

選定（非選定）